

令和5年度 電気・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金について

この給付金は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響に対して支援をするため、国の交付金を活用して、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月以降に新型コロナウイルスの影響で家計急変のあった世帯1世帯あたり3万円を給付するものです。

令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯

対象世帯には、令和5年7月中旬から給付内容や確認事項が書かれている確認書を郵送しますので、内容を確認し、3か月以内にご返送ください。
※令和5年1月2日以降に南部町に転入された世帯等で、対象になると思われる世帯には申請書を郵送します。

新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、 住民税非課税相当となった世帯

給付金を受けるには申請が必要です。

申請書を記入して、添付書類とともに下記まで郵送していただくか、直接ご提出ください。申請書は、南部町のホームページでダウンロードしていただけるほか、南部町役場分庁舎福祉保健課窓口にて配布しております。

※確認事項

住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降申請日の属する月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

◇給付金受付期間

令和5年7月19日（水）～令和5年11月20日（月）

※町で全ての対象者を把握することができないため、自らが該当すると思われる場合は福祉保健課までお問い合わせください。

※この給付金は、課税及び差押え対象にはなりません。

法人・個人事業者 対象

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金活用事業

南部町事業者エネルギー等価格高騰対策支援給付金

南部町では、エネルギー（電気・ガス・燃料）の価格高騰により、厳しい経営状況にある町内の事業者に対し、事業の継続を支援するため、申請に応じて給付金を交付します。

（1事業者あたり交付は一度限り）

対象者	次の全ての要件を満たす事業者が対象になります。	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年1月1日以前からエネルギー等を利用している町内に事業所のある <ul style="list-style-type: none"> ・法人（資本金1億円以下の事業者） ・個人事業者 ② 給付金の交付決定後も1年以上町内で事業を継続する意思があること ③ 副業ではなく反復継続的に事業を営み、 <ul style="list-style-type: none"> ・法人は、法人税申告を行っていること ・個人事業者は、令和4年分の所得税の確定申告を行っていること <p>※町県民税のみの申告者で事業収入として申告及び雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている事業者も含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 町税等を滞納していないこと ⑤ 町から指定管理を受託していないこと ⑥ 南部町が実施する「南部町運送事業者等燃料価格高騰対策支援給付金」及び山梨県が実施する「福祉施設等物価高騰支援対策支援金」を受給していないこと、また、今後も受給する意思がないこと ⑦ 南部町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等と密接な関係をもっていないこと ⑧ 宗教上の団体又は組織及び政治団体ではないこと 	
給付額	法人	一律 100,000円
	個人事業者	一律 50,000円
申請時に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金申請書及び請求書（様式1号） →申請書は、QRコード及びHPからダウンロード、本庁舎企画課及び分庁舎住民課で配付 ・法人は、直近の法人税申告（別表1）及び法人事業概況説明書（両面）の写し ・個人事業者は、令和4年分の所得税の確定申告書及び青色申告の場合は所得税青色申告書決算書、白色申告の場合は収支内訳書の写し <p>※申告書に収受印がない場合は、電子申告完了報告書または受信通知の写し</p> <p>※町県民税のみの申告者で事業収入として申告している事業者及び雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上雑所得または給与所得の収入として扱われるものを主たる収入としている事業者は、委託契約等の内容がわかる書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町税の完納証明書 ・振込口座のわかる通帳等の写し（法人の場合は法人名義であること） ・事業所の所在地や事業内容等を記載した書類の写し →領収書、契約書、チラシ等 ・個人事業者は本人確認ができる書類の写し 	
申請期間	令和5年7月18日(火)～令和5年9月30日(土)（郵送の場合は消印有効）	
申請方法	南部町役場企画課 本庁舎2階 （平日8：30～17：15）へ持参または郵送	



※事業所得等として課税対象になります。

詳細は、HPをご覧ください。下記へお問合せください。

<https://www.town.nanbu.yamanashi.jp/kakuka/kikaku/index.html>

お問合せ 企画課 〒409-2192 南部町福土28505-2 ☎66-3402

タクシー・運送事業者 対象

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金活用事業

南部町運送事業者等燃料費価格高騰対策支援給付金

南部町では、燃料価格の高騰により、事業に影響を受けている運送事業者等の経営安定化を図り、地域経済を支える重要な社会インフラを維持するため、運送事業者等に対し、申請に応じて給付金を交付します。

(1事業者あたり交付は一度限り)

対象者	<p>次の全ての要件を満たす事業者が対象になります。</p> <p>① 令和5年6月16日において、道路運送法、貨物自動車運送事業法に基づく営業許可を受け、町内に事業所があること</p> <p>② 本給付金の交付決定後も1年以上町内で事業を継続する意思があること</p> <p>③ 副業ではなく反復継続的に事業を営み、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人は法人税申告を行っていること ・個人事業者は令和4年分の所得税の確定申告を行っていること <p>④ 町税等を滞納していないこと</p> <p>⑤ 南部町が実施する「南部町事業者エネルギー等価格高騰支援対策給付金」を受給していないこと、また、今後も受給する意思がないこと</p> <p>⑥ 南部町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等と密接な関係をもっていないこと</p> <p>⑦ 宗教上の組織又は団体及び政治団体ではないこと</p> <p>⑧ 給付対象車は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車検証に記載されている使用の本拠の位置は「南部町」 ・事業用緑ナンバーまたは、黒ナンバーの車両 	
給付額	普通自動車	1台あたり 100,000円
	大型特殊自動車 (牽引車と被牽引車は合わせて1台とし、片方のみは対象外とする)	1台あたり 100,000円
	小型自動車 (小型特殊自動車含む)	1台あたり 40,000円
	軽自動車	1台あたり 20,000円
	1事業者あたり上限 1,000,000円	
申請時に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金申請書及び請求書 (様式1号) →申請書は、QRコード及びHPからダウンロード、本庁舎企画課及び分庁舎住民課で配付 ・法人は、直近の法人税申告 (別表1) 及び法人事業概況説明書 (両面) の写し ・個人事業者は、令和4年分の所得税の確定申告書及び青色申告の場合は所得税青色申告書決算書、白色申告の場合は収支内訳書の写し ※申告書に収受印がない場合、電子申告完了報告書または受信通知の写し ※町県民税のみの申告者で事業収入として申告している事業者及び雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上雑所得または給与所得の収入として扱われるものを主たる収入としている事業者は、委託契約等の内容がわかる書類の写し ・町税の完納証明書 ・振込口座のわかる通帳等の写し (法人の場合は法人名義であること) ・個人事業者は本人確認ができる書類の写し ・事業許可書の写し ・対象車両の車検証の写し ・対象車両の写真 (全体及びナンバープレートのわかるもの) 	
申請期間	令和5年7月18日(火)～令和5年9月30日(土) (郵送の場合は消印有効)	
申請方法	南部町役場企画課 本庁舎2階 (平日8:30～17:15)へ持参または郵送	



※事業所得等として課税対象になります。

お問合せ 企画課 〒409-2192 南部町福土28505-2 ☎66-3402

子育て支援課からのお知らせ

【ひとり親家庭医療費助成事業について】

ひとり親家庭の親と児童が病気やけがで通院・入院した場合に、本人の負担した費用（保険適用分）を助成します。

※入院時食事療養費については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。

助成対象者

南部町内に住むひとり親家庭の父または母及び児童、父母のいない児童等（児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）

助成条件

◇ひとり親家庭の申請者が所得税非課税であること（非課税には、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止がないものとみなして計算した場合に税額がゼロとなる場合を含む）

◇同居している扶養義務者がいる場合（住民票上の世帯とは関係なく、同所同地番に3親等内の直系血族兄弟姉妹がいる場合）は、その扶養義務者の所得額が定められた所得制限額以下であること

※児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。

ただし、次の場合には助成対象となりません。

- ・生活保護を受けている者
- ・里親に委託されている者
- ・児童福祉施設等に入所している者
- ・重度心身障害者医療費助成制度を受けている者



【児童扶養手当について】

「児童扶養手当」とは、次のいずれかに該当する児童を監護する母、監護し生計を同じくする父、または父母に代わって養育する者に支給されます。

◇父母が婚姻を解消した児童

◇父または母が死亡した児童

◇父または母が一定の障害の状態にある児童

◇父または母が引き続き1年以上遺棄している児童

◇父または母が裁判所からDV防止法第10条第1項による保護命令を受けた児童

◇未婚の母の子 等

（児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者※児童が一定の障害の状態にある場合は20歳未満の者）

手当額（月額）

児童1人の場合

全部支給：44,140円

一部支給：44,130～10,410円

児童2人目の加算額

全部支給：10,420円

一部支給：10,410～5,210円

児童3人目以降の加算額

全部支給：6,250円

一部支給：6,240～3,130円



支払方法

1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回、受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

☆児童扶養手当現況届について

毎年8月は『現況届』の提出月です。これは、引き続き受給する資格の有無及び手当額を審査・決定する大事な手続きとなります。対象者には書類を郵送いたします。

※児童扶養手当には所得制限等があります。個々のご家庭が支給要件に該当するかどうかについては、役場子育て支援課にご相談ください。

後期高齢者医療保険に関するお知らせ

◇新しい保険証を7月中にお送りします

新しい保険証は「薄紫色」となり、有効期限は、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間です。また、前年の所得に基づいて、医療費の窓口での自己負担割合が変更となることがあります。（届いた保険証に記載されていますのでご確認ください。）

なお、現在お持ちの保険証（水色）は、8月以降はご利用できません。保険証には個人情報に記載されていますので、8月になりましたら古い保険証は裁断するなどして破棄してください。

◇マイナンバーカードを保険証として使用されている方へ

マイナポータル上で保険証利用の登録をし、有効期限内のマイナンバーカードであれば、これまで通り保険証代わりに利用できます。

（ただし、医療機関によってはマイナンバーカードを利用できない可能性もあるため、保険証も携帯するようにしてください。）

◇「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

被保険者世帯で、世帯員全員が住民税非課税の場合、申請により認定を受けることができます。

- ・医療機関に提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も軽減されます。
- ・高額な外来診療を受けた時も同様に、自己負担限度額までの負担となります。

◇「限度額適用認定証」について

現役並み所得者で、住民税課税所得が145万円から690万円未満の方は、申請により認定を受けることができます。

- ・医療機関に提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

◇令和5年度後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度では、医療費等の自己負担額を除く費用（医療費給付）を、公費が約5割、現役世代が約4割を負担し、残りの約1割を後期高齢者医療保険料で賄っています。

令和5年度の保険料は、令和4年中の所得に基づいて、令和5年7月に決定されます。7月中旬から「保険料額決定通知書」をお送りしますので、お手元に届きましたら令和5年度分の保険料額をご確認ください。

※詳しくは、被保険者証に同封されるパンフレットをご覧ください。

お問合せ 住民課

山梨県後期高齢者医療広域連合

☎66-3405

☎055-236-5671

国民年金保険料免除申請のお知らせ

国民年金保険料の免除申請は7月がスタートです！

令和5年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書は令和5年7月から申請ができます。
下記のいずれかに該当する方で令和5年度免除申請を希望する方は、早めのお手続きをお願いします。

- ①所得の減少や失業等の理由により保険料の納付が困難な方
 - ②昨年度（令和4年7月～令和5年6月）の免除申請が承認された方で、一部免除の方、退職等の特例（失業特例）により免除の承認を受けている方、免除の継続審査を希望していない方
- ※学生納付特例は、4月（または20歳の誕生日前日）～翌年3月が免除の対象期間となり年度ごとに申請が必要です。希望をされる方は、早めのお手続きをお願いします。
※過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで、さかのぼって免除申請ができます。

国民年金保険料を未納のままにするとどうなるの？

将来の年金だけでなく、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに、「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。免除を希望される方は、早めのお手続きをお願いします。なお、免除申請手続き後、日本年金機構において審査を行い、審査結果を通知します。

申請するにはどうしたらいいの？

「年金事務所窓口」、「市町村役場窓口」、「日本年金機構ホームページから申請書をダウンロードして郵送」のいずれかで行うことが可能です。

★日本年金機構ホームページ★
<https://www.nenkin.go.jp>
または日本年金機構で検索

★お問合せ★

◇ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
◇竜王年金事務所 ☎055-278-1104
または、南部町役場
◇住民課 本庁舎 ☎66-3405
◇住民課 分庁舎 ☎64-4834

国民健康保険加入者の皆様へ

令和5年8月からの国民健康保険被保険者証を送付します

現在お持ちの保険証は、有効期限が7月31日までとなっています。
新しい保険証は、7月中旬から特定記録郵便で、世帯加入者全員分をまとめて世帯主の方に郵送します。

新しい保険証が届いたら…

記載内容をご確認のうえ、台紙から剥がして8月以降お使いください。
※令和6年7月31までに75歳を迎える方は誕生日前日まで、70歳を迎える方は誕生月の月末（1日生まれの方は前月末）までが有効期限です。

有効期限が過ぎた保険証は使用できません。
個人情報に記載されていますので、ハサミ等で細かく刻んで破棄してください。

健康保険に重複加入していませんか？

職場の健康保険に加入されたら、国保をやめる手続きをしてください。手続きをされないと、社会保険料と国保税を二重に支払うこととなりますので、必ず14日以内に届け出をしてください。

また、手続きをされずに国保の保険証を使用した場合は、その医療費を全額返還していただくこととなります。（就職した時点で国保の保険証は使えません。）

令和5年度 美術館企画展

岩合光昭 写真展

Mitsuaki Iwago

ねこ🐱とけい

日時：2023年7月15日(土)～8月27日(日)
9:30～17:00(入場は16:30迄)

場所：近藤浩一路記念 南部町立美術館

入場料：大人 300円 / 子ども 200円

休館日：毎週月曜日 / 7月18日(火) 祝日開館の為



© Mitsuaki Iwago

【岩合光昭 プロフィール】

1950年東京生まれ、動物写真家。身近なネコを半世紀以上ライフワークとして撮り続けています。2012年からNHK BS プレミアム「岩合光昭の世界ネコ歩き」の番組撮影を開始。著書に『ねこ』『ねことじいちゃん』『こねこ』『パンタナール』『岩合さんちのネコ兄弟 玉三郎と智太郎』『虎』『ほとんどネコのこと 岩合さんの月曜日』など多数あります。2019年「ねことじいちゃん」、2021年「劇場版 岩合光昭の世界ネコ歩き あるがままに、水と大地のネコ家族」で映画監督もつとめました。



© Mitsuaki Iwago

【展示内容】

岩合光昭氏は、大学在学中に訪れたガラパゴス諸島で野生の世界に魅了されて以来、動物たちを見つめ続けています。世界中の動物を撮影する一方で、ライフワークとして半生近く、身近なネコも撮影しています。

朝起きて、ご飯を食べる。昼寝し、散歩してまた寝る。ネコも人も一日の行動は一緒です。

企画展ではそんなネコ達の”ネコの日”を楽しめる写真83点を紹介します。自由気ままなネコ達の日をお楽しみください。多くの方のご来場をお待ちしています。



© Mitsuaki Iwago

◇特別企画 【写真で集うみんなのネコ】 写真募集！

文化館1階視聴覚室にて、皆様のご自宅のネコ写真を募集し展示します。

募集期間：7月1日(土)～8月20日(日) 写真サイズ：L版又はハガキ
(例)〇〇家のタロウ 〇歳など

◇お問合せ アルカディア文化館 ☎62-9292

令和5年度 「夏の交通事故防止県民運動」実施について

期間

7月21日(金)～8月20日(日)の31日間

～重点目標～

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 3 二輪車の交通事故防止
- 4 自転車の安全適正利用の推進

児童、生徒等の夏休みと夏の行楽シーズンが重なり交通事故が発生しやすくなる夏季において、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通事故の防止を図ることを目的として夏の交通安全事故防止県民運動が実施されます。暑さにより注意力が散漫になり、事故につながる可能性があります。体調を整え無理な運転は控えましょう。

全席シートベルト・チャイルドシート 着用重点期間

～年間交通安全スローガン～

守るのは マナーと家族と 君の明日

重点期間

7月1日(土)～8月31日(木)の2か月間

7・8月の2か月間を重点期間とし、「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動」を実施しています。令和4年度県内一般道におけるシートベルト着用率は運転席99.1%、助手席94.2%と高い水準にありますが、後部座席のシートベルト着用率は、60.4%と依然として低い状況となっています。

また、令和4年度のチャイルドシートの着用率は、全国平均(74.5%)をやや下回る74.4%でした。乳幼児の安全性確保のためにも、より高い水準の着用率を目指したいところです。

シートベルト・チャイルドシートの着用は交通事故発生に際して、被害の軽減の高い効果があります。全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用を徹底しましょう！